

「有機則」改正に伴う安全標識

有機溶剤中毒予防規則の掲示に係わる第24条が改正されました

—— 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令82号） ——

一般社団法人日本標識工業会監修の下、掲示の内容をまとめています。

NEW

1. の疾病の種類とその症状はJNIOSHのサイトをご参照ください。
www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03

〔有機溶剤中毒予防規則に定める掲示(第24条)〕

No 70G

有機溶剤名 ()

1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類 ()
症 状 ()

2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

4. 次の場所では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第13条の2第1項の許可に係る作業場。
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る)
- ロ. 第13条の3第1項の許可に係る作業場であって、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第1管理区分でなかった作業場及び第1管理区分を維持できないおそれがある作業場。
- ハ. 第18条の2第1項の許可に係る作業場。
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る)
- ニ. 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所。
- ホ. 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所。
- ヘ. 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場。
- ト. 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場。



使用すべき呼吸用保護具

- 有機ガス用防毒マスク
- 送気マスク
- 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 空気呼吸器（緊急時）

70-G

- サイズ：600×450mm
- 厚 さ：1mm厚
- 材 質：SCボード

4. は該当する作業、使用すべき保護具に
 チェックマークを入れてご使用ください。

(第24条)呼吸用保護具を使用すべき →
作業場について詳しくはこちら

